

平成24年度

千早赤阪村立郷土資料館 入館者数及び収入金額

平成25年3月31日集計

月	開館日数	大人(人)	小人(人)	有料計(人)	備考(主な団体)	無料(人)	摘要(主な無料団体)	人数計(人)	入館料計(円)
4	26	253	17	270		14	B & G財団 他	284	52,300
5	26	421	13	434	シャープ社友会	13	身障者 他	447	84,900
6	26	246	1	247	高齢者大学校	24	千早小吹台小学校 他	271	49,300
7	26	174	11	185	堺教会	25	学芸員 他	210	35,900
8	27	334	42	376		16	映画会参加者 他	392	71,000
9	25	358	5	363	南河内ブロック青少年指導連絡協議会	9	身障者 他	372	68,620
10	26	350	6	356	楽愉クラブ	25	特別展村内無料 他	381	70,600
11	26	506	11	517	小野の歴史を知る会	11	身障者 他	528	97,890
12	24	157	14	171	古伝承を尋ねる会	12	阪南大学 他	183	32,020
1	22	203	14	217		8	身障者 他	225	42,000
2	24	353	13	366	足軽会	11	身障者 他	377	69,780
3	27	285	13	298	姫路医療生協	33	赤阪小学校 他	331	57,340
計	305	3640	160	3800		201		4001	731,650
						指定管理料			4,500,000
						合 計			5,231,650

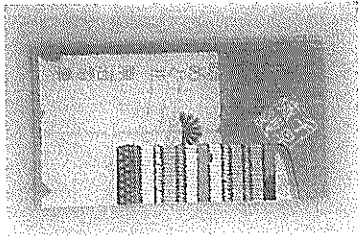
備考 入館料 大人:200円 小人:100円

団体割引:30名以上一割引、50名以上二割引

スポット展示

「楠木正成と観光」

楠木正成に関する数前の観光グッズやパンフレットを展示します。



期間 平成24年10月27日(土)～12月9日(日)

場所 千早赤阪村立郷土資料館 1階 展示室

10月28日(日) 村在住・在勤の方は入館無料です。

郷土資料館窓口で、村広報の案内ちらしをご提示いただくと、もしくは、村在住・在勤であることを証明できるものをご提示ください。
また、28日は、資料館横のくすのきホールで「ふれあい展」を開催しています。
あわせてご覧ください。

千早赤阪村立郷土資料館

所在地 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分266番地

電話番号 0721-72-1588

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

開館時間 9時から17時(入館は16時30分まで)

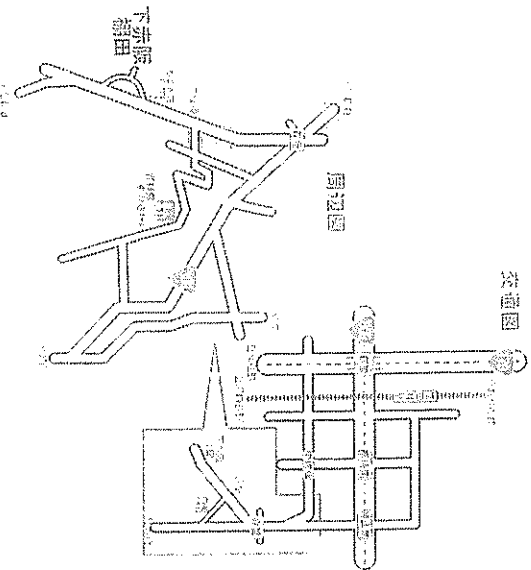
入館料 大人200円・小人100円(団体割引有)

電車・バス 近鉄長野線露田站から金剛バス「千早赤阪村場前」

下車、徒歩約10分

車 大阪方面 国道309号神山南交差点右折約5分

奈良方面 国道309号水越トンネルから約10分



平成24年度 千早赤阪村立郷土資料館管理運営費実績

項目		決算額(円)	備考
職員手当	館長給料	2,000,000	
賃金	資料館管理賃金	1,688,800	
共済費	社会保険、労働保険、雇用保険	336,040	
旅費		44,740	
報償費	ジオラマ映像用DVDデッキ	5,000	脇條 様
	資料館協力者 御礼	15,780	湊川神社 他
	説明案内 御礼	30,000	郷土史友の会
	写真展 御礼	10,000	千早赤阪村フォトクラブ
	複写機再リース	16,800	
需用費	資料館入館券	50,000	10,000枚
	資料館館報	53,550	1,500部
	消耗品費	110,088	
	印刷製本費	64,928	
	燃料費	33,560	
	通信運搬費	14,910	NHK受信料
	トイレ	44,598	排水詰まり
	図書購入	630	
	シュレッダー購入	19,845	
	電話料金	146,990	
役務費	盗難保険	91,020	
	火災保険	8,400	
	案内郵送代	16,000	切手代
委託料	セコム	311,112	
	消防点検	66,990	
	近畿ビルサービス	121,800	資料館館内清掃
合 計		5,301,581	

千早赤阪村立郷土資料館の管理に関する基本協定書

千早赤阪村教育委員会（以下「甲」という。）は、一般社団法人千早赤阪郷公史跡保存会（以下「乙」という。）と、地方自治法第244条の2第3項及び千早赤阪村立郷土資料館設置条例第4条に規定する指定管理者として、千早赤阪村立郷土資料館（以下「資料館」という。）の管理業務に関する基本協定を締結する。

両者は、互いに協力し信義を重んじ、付等な関係に立って本協定を誠実に履行する。

（総則）

第1条 甲は、資料館の管理業務を指定管理者に行わせるために、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。

2 乙は、地方自治法その他関係法令及び条例その他の関係規定並びに本協定及び各年度に締結する契約に基づき、当該業務を実施しなければならない。

3 前項に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。
（対象施設）

第2条 甲が乙に指定管理を行わせる施設は、次のとおりとする。

資料館 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分266番地

（指定期間）

第3条 指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 本協定は、前項に規定する指定期間の満了により終了する。乙は満了日に管理運営業務を終了し、資料館を明け渡さなければならない。

3 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第4条 資料館の管理における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

- （1）郷土資料などの説明に関する業務
- （2）資料館の入館料等の徴収及び還付に関する業務
- （3）その他資料館の管理に関する業務

2 第1項に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（指定管理者の責務）

第5条 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(事業報告書等の提出書類の内容)

第6条 乙は、毎年度終了後30日以内に甲に対して事業報告書及び収支計算書（以下「報告書等」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書等を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。

(指定管理料の支払)。

第7条 甲は、年度ごとに予算額の範囲内で乙と協議のうえ、指定管理料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第8条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知を待って指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(備品等の費用負担)

第9条 新規に購入する備品の費用負担については、甲乙協議の上決定するものとする。また、その他備品の更新についても、甲乙協議の上決定するものとする。

(リスク負担)

第10条 資料館の管理業務に伴うリスク負担については、別表のとおりとする。ただし、別表に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

2 乙は、施設、設備等を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあるとき、承認しない。

4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を投じて、甲に買取や返還などの請求権を行使することはできない。

(個人情報保護)

第11条 乙は、資料館の管理業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、千早赤阪村個人情報保護条例（平成13年千早赤阪村条例第3号）に基づき取り扱うものとする。

2 乙が資料館の管理業務により保有することとなった文書等の開については、千早赤阪村情報公開条例（平成13年千早赤阪村条例第2号）の規定に基づき取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、資料館管理業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、管理業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複製させ又は譲渡してはならない。
(個人情報、メール等の管理)

第 19 条 乙は、資料館の管理業務の履行に際して入手した個人情報をメールの管理に当たり、漏えい、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

情報公開

第 14 条 乙は、資料館の管理業務に關し甲が指定する書類を備えおき、一般の閲覧に供するものとする。

(人権研修の実施)

第 15 条 乙は、業務に從事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるように、人権研修を行うものとする。

(現状回復)

第 16 条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより資料館の管理業務が終了したときは、甲乙協議の上、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。但し、やむを得ないときは、甲の承認により現状回復を不要とする。

(甲の指定取消し)

第 17 条 甲は乙に繼續して管理業務を行わせることが困難であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

2 第 1 項の規定により指定を取消した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(損害の賠償)

第 18 条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第 19 条 乙は、資料館の管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(甲の協定解除権)

第 20 条 次の各号の一に該当するときは、甲は資料館の管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (1) 正当な理由なく、乙が資料館管理業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、乙が資料館管理業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 前各号のほか、乙がこの協定に違反し、その違反により資料館管理業務を遂行することができないと認められたとき。

- (4) 乙が、第21条の規定による事由なくして協定の解除を申し出たとき、
- 2 前項の規定により協定を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲乙協議して定める。

- 3 第1項の規定により、協定を解除された場合において、乙が第7条の規定に基づき委託料を甲から受け取った場合は、甲に返還するものとする。

（乙の解除権）

第21条 乙は、次の各号の一に該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 甲が必要に応じて管理業務内容を変更したり、廃止などのため、管理業務を完了することが不可能となるに至ったとき、但し、天成その他不可抗力により事業を継続できないときは除く。

- 2 前項の規定により協定を解除したときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
（施設等の利用）

第22条 甲は管理業務を遂行するために必要な施設等を賠償で利用させるとともに、これは公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第23条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各目1通を保有する。

平成25年 4月 1日

(甲) 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水ヶ263番地
千早赤阪村教育委員会

代表者 教育長 矢倉 龍男

(乙) 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水ヶ266番地
一般社団法人千早赤阪楠公史跡保存会
代表者 代表理事 新田 寛

別表「第10条関係」

ノートの欄		内 容	負担者	
			甲	乙
1	法定賠償率率の 変化	厚付料率の高騰、物価を転嫁の上昇によって保険率が停止した場合		○
2	入給者数の減少	天候不順や利用者ニーズの変化によって収支が悪化した場合		○
3	自然災害	台風、地震、土砂崩れなどによって施設までの交通手段が断たれた場合や建物・設備が被害を受けて入給者の減少が著しくされ、あるいは開館が困難になり収支が悪化した場合	○ ※1	○ ※1
4	火災	火災によって施設が損傷し、入給者の減少が余儀なくされ、あるいは開館が困難になり収支が悪化した場合	○ ※2	○ ※2
5	法令の変更	本事業に直接関係する法令の変更によって予定外の経費が必要となった場合		○
		事業者に対して一般的に適用される法律の改正によって新たな経費が必要となった場合		○
6	第三者賠償	業務実施に伴い生じた第三者への損害		○

- ※1 償いの目処が立たない場合は、甲乙協議の上協定を解除することができる。償いが可能な場合は、保険金の適用を考慮して再建を検討するが、詳細については甲乙協議の上決定する。
- ※2 償いの目処が立たない場合は、甲乙協議の上協定を解除することができる。償いが可能な場合は、保険金の適用を考慮して再建を検討するが、詳細については甲乙協議の上決定する。但し、乙の責めに帰する場合（故意や過失などの保険適用外の行為）は全額乙の負担とする。

上記に定めのない事項又は上記の規定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを定める。

千早赤阪村立郷土資料館の管理に係る年度協定

千早赤阪村教育委員会（以下「甲」という。）と一般社団法人千早赤阪村公史跡保存会（以下「乙」という。）とは、平成25年4月1日に、千早赤阪村立郷土資料館の管理に關して締結した千早赤阪村立郷土資料館の管理に關する基本協定書に基づき、千早赤阪村立郷土資料館に係る年度協定を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、千早赤阪村立郷土資料館の管理業務（以下「本業務」という。）の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（平成25年度の指定管理料）

第2条 甲は、本業務の実施の対価として、金4,115,000円（消費税を含む。）を4月（1,370,000円）、8月（1,370,000円）、12月（1,375,000円）に分割して支払うものとする。

（疑義等の決定）

第3条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

（甲） 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水カ263番地
千早赤阪村教育委員会
代表者 教育長 天倉 龍男

（乙） 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水カ266番地
一般社団法人千早赤阪村公史跡保存会
代表者 代表理事 新田 寛

村立郷土資料館における指定管理料の積算内訳

1) 年間指定管理料の積算内容

項 目	金 額	内 訳
職員費	1,920,000 円	1 60,000 円 × 12 月 = 1,920,000 円
賃金	1,748,000 円	800 円 × 6 月 × 7 日 × 52 週 = 1,747,200 円
共済費	327,000 円	1 厚生年金 201,192 円 2 健康保険 139,320 円 3 労災 51,050 円 1 + 2 + 3 × 10 / 12 = 326,302 円
需用費	250,000 円	事業消耗品費 150,000 円 ・ 修繕費 100,000 円 計 250,000 円
役務費	160,000 円	通信運搬費 60,000 円 ・ 盗難保険 99,420 円 計 159,420 円
委託料	210,000 円	消防設備点検 39,900 円 ・ 夜間警備 170,100 円 計 210,000 円
合計	4,615,000 円	

2) 指定管理料内訳

	金 額
一般会計	4,115,000 円
入館料	500,000 円
合計	4,615,000 円

※入館料については、実績より 500,000 円以上は見込むことから、指定管理料に含める。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入館者数	4,885 人	5,008 人	5,158 人	4,321 人
入館料	869,800 円	888,130 円	952,720 円	819,600 円

3) 改正点等

- 賃金を 780 円から 800 円に改正。
- 事業費消耗品費は「事業消耗品費」と名称を改め、独自事業の実施を明確化した。
- 修繕に対応するため、需用費を増額。(H24 年度は 151,000 円) ただし、修繕を行わなかった場合は、次年度に返金することとする。
- 通信運搬費は資料館業務と法人業務 70,000 円の減額。(H24 年度は 130,000 円)
- 委託料は業者と協議の結果、減額。(H24 年度は 447,000 円)
- 入館料の一部 (500,000 円) を指定管理料に充当させ、結果として村一般会計の資料館費の指定管理料を 385,000 円減額する。(H24 年度は 4,500,000 円)

千早赤阪村立郷土資料館管理業務仕様書

千早赤阪村立郷土資料館（以下、「資料館」という。）は、郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料を収集、保管、展示することを前提に文化的向上を図ることを目的として設置された施設である。

従って管理者は、この設置趣旨を十分に理解し、当仕様書に沿って資料館の管理業務を遂行しなければならない。

1. 管理に関する基本的事項

- (1) 条例、規則、関係法令、一般原則を遵守すること。
- (2) 広く一般利用に際し、公平・平等な利用が確保されるよう適切な管理を行うこと。
- (3) 高齢者、障害者等の利用に際し、安心して利用できるようその体制整備を図ること。
- (4) 常に清潔を保ち、入館者に不快の念を起させないよう衛生的環境の保持、美観の維持に努めること。
- (5) 入館者の増加を目指し、自主事業を積極的に行うこと。
- (6) 個人情報の適切な取扱いを行うこと。

2. 期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

3. 組織体制等に関する事項

- (1) 業務遂行に必要な能力を有するものを配置すること。
- (2) 緊急時等に的確な対応ができる体制を整備すること。

4. 開館日に関する事項

- (1) 土・日曜日（年末年始を除く）は必ず開館すること。

5. 業務に関する事項

【1】施設の維持管理について

- (1) 毎日開館前に館内の清掃を行うこと。
- (2) 週に1回以上資料館周辺の清掃を行うこと。
- (3) 消防設備等の点検を定期的に行うこと。

【2】入館者の対応について

- (1) 入館料の徴収等を適切に行うこと。
- (2) 求めに応じて展示資料及び村内史跡等の説明を行うこと。

【3】その他

- (1) 「郷土」の資料館という意識を保持し、地域にも目を向けること。
- (2) 千早赤阪村のPRになるような事業も展開すること。

6. 報告等に関する事項

- (1) 事業計画、事業報告等を書面にて提出すること。
- (2) その他千早赤阪村教育委員会が要求した報告書等を提出すること。

7. 負担区分等に関する事項

- (1) 負担区分等については、別表のとおりとする。

なお、修繕費について下用額（余剰や不使用）が生じた場合には、下用額を千早赤阪村へ返還しなければならない。

千早赤阪村立郷土資料館管理業務負担区分

業務	村	協定管理費
1. 施設・設備・備品の修繕		
(1) 施設の間隔維持に支障が生じるような高額な修繕	協 議	
(2) 管理上の瑕疵によるもの		○
(3) その他の修繕		○
2. 備品の購入		
(1) 新規購入	○	
(2) 管理上の瑕疵による損傷・滅失		○
(3) その他備品の更新	○	
3. 消耗品の購入		
(1) 領収印の作成・改刻		○
(2) その他消耗品の購入・補充		○
4. 印刷製本		
(1) 入館券の印刷（初回のみ村で）		○
(2) パンフレット、自主事業等の印刷製本		○
5. 光熱水費		
(1) 電気料金（くすのきホールと一体の為）	○	
(2) 上下水道料金（ 同上 ）	○	
(3) ガス料金		○
6. 通信費		
(1) 電信電話利用料金		○
(2) 郵便料		○
(3) NHK受信料		○
7. 複写機等借上料		○
8. その他借上料（上赤阪城址借上料のみ村負担）		○
9. 設備の保守点検		
(1) 業務の実施（委託の場合を含む）		○
(2) 検査手数料		○
10. 事業の実施に要する経費の負担		
(1) 自主事業の企画・実施		○
(2) 甲乙共催事業の企画・実施	協 議	
11. 資料館の整理（委託の場合を含む）		
(1) 一般利用		○

(2) 自主事業		○
(3) 甲乙共催事業	協 議	
12. 保険等の加入		
(1) 施設の火災保険等の加入	○	
(2) 展示物等への保険加入		○
(3) 利用者の事故に備えた保険等の加入		○
13. 第三者に対する損害賠償		
(1) 建物又は設備自体の瑕疵に起因するもの	○	
(2) 管理運営上の瑕疵に起因するもの		○
(3) 包括的な管理責任	○	

— 一般社団法人千早赤阪楠公史跡保存会について —

現 住 所(所在地)

〒585-0041

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 266 番地

電話 0721-72-1588

一般社団法人千早赤阪楠公史跡保存会

理事長 新 田 寛

(団体の沿革)

昭和49年 千早赤阪村楠公史跡保存会を結成。

平成4年 法団法人千早赤阪楠公史跡保存会となる。楠中正成関係の史跡等の維持・保存を継続的に
行おうとする意識の高揚により、任意団体から法人へ、より一層、尾腰の充実した団体となる。
史跡のボランティア清掃などにも一層力を入れる。

また、千早赤阪村立郷土資料館の管理運営の委託を受ける。行政とともに普及啓発にも積極
的に寄与する。また、史跡のボラ、ボランティアの育成にも力を入れる。

平成5年 道の駅「ちみぎやま」の管理運営の委託を受ける。文化財的側面と観光の側面を融合、相
乗効果をあげながらの管理運営を展開、村政にも貢献する。

平成18年 平成21年度までの4年間にわたり千早赤阪村立郷土資料館の指定管理者として管理運営に
あたる。職演会の開催、史跡見学イベントなどの独自事業を展開。

平成22年 平成24年度までの3年間の予定で千早赤阪村立郷土資料館の2期目の指定管理者となる。

平成22年 公募によりイヌーゾキヤクマー「まさしげん」を募集、大阪芸術大学学生の作品が採用され、
それを利用しての事業展開が今後期待される。

平成25年 法団法人から一般社団法人へ。

平成25年 平成27年度までの3か年の予定で千早赤阪村立郷土資料館の3期目の指定管理者となる。

(賞 罰)

平成11年 11月 3日 大阪府教育委員会より表彰受賞（文化財の保護に寄与）

平成18年 5月 3日 大阪府知事表彰受賞（永年にわたり芸術文化の向上に寄与）

平成18年 9月30日 千早赤阪村より感謝状受賞（日頃の活動を称え）

平成22年 11月 9日 地域文化奨励者（文部科学大臣）表彰受賞（永年にわたり、村内史跡等の保
存と継承に尽力し、地域の文化財保護に貢献したことを称え）

○千早赤阪村立郷土資料館設置条例

平成18年3月15日条例第17号

千早赤阪村立郷土資料館設置条例

千早赤阪村立郷土資料館設置条例（昭和61年千早赤阪村条例第1号）の全部を改正する。

（総則）

第1条 郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料を収集し、保管し、展示して住民の文化的向上に資するため、千早赤阪村立郷土資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 千早赤阪村立郷土資料館

位置 千早赤阪村大字水分266番地

（事業）

第3条 資料館は第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）郷土の歴史資料、考古資料、民俗資料、自然科学等の資料を収集し、保管及び展示すること。
- （2）郷土資料に関する調査研究を行い、報告書、解説書、案内图等の刊行物を発行すること。
- （3）郷土資料に関する、講演会、講習会、展示会等を開催すること。
- （4）郷土資料などの説明を行うこと。
- （5）前各号に定めるもののほか、必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 千早赤阪村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、資料館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同様とする。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、資料館の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続き、その他資料館の指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるものとする。

（指定管理者の指定の系統等）

第5条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、募集要項を定め公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他募集要項に定める書類を教育委員

会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を次の各号の基準に基づき審査し、資料館の設置の目的を最も効果的に達成することできると認められた者を指定管理者として指定する。

- （1）資料館を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ利用者の増加が図られること。
- （2）安定的に事業が継続できること。

4 教育委員会は、施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより効果が期待できると認めることと、その他必要と認めないことに合理的理由があるときは、前3項の規定による各号によらず、料が出資している法人又は公共団体等（以下「公共的団体」という。）を指定管理者として指定することができる。

5 指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合、指定管理者として指定されている者（以下「現指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他教育委員会が求めた書類を審査し、かつ実績等を考慮し、現指定管理者が当該資料館の設置の目的を最も効果的に達成することできると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

（変更の届出）

第6条 指定管理者は、当該指定に係る法人の名称、所在地、代表者及び設立目的に変更があったときは、迅速に、その内容を書面で教育委員会に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第7条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し又は期間を定めて業務の停止又は改善を命ずることができる。

- （1）不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- （2）第8条に定める業務を適正に行うことができないとき。
- （3）その他資料館の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定による指定の取消し等により、指定管理者に損害が生じた場合にあつても一切その責を負わない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）郷土資料などの説明を行うこと。
- （2）資料館の入館に係る料金（以下「入館料等」という。）の徴収及び還付に関すること。

(3) 第1条に規定する目的を達成するために必要な資料館の管理に関すること。

(4) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の管理を行うこと。

(2) その他教育委員会の定めるところに従い、資料館の管理を行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第10条 指定管理者は、年度終了後遅滞なく、利用の状況及び収支の状況その他教育委員会が求める報告事項に関し、書面で教育委員会に報告しなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 教育委員会は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(職員)

第12条 指定管理者は、資料館に館長、その他必要な職員を置かなければならない。

(入館料等)

第13条 教育委員会は、第4条の規定により資料館の指定管理者の指定を受けた者に入館料等を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により入館料等を指定管理者に収受させる場合においては、資料館に入館しようとする者は、当該指定管理者に入館料等を支払わなければならない。

3 前項の入館料等の額は、指定管理者が次に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ入館料等の額について教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも同様とする。

(1) 大人(中学校卒業以上の者) 1人 200円

(2) 小人(小学校児童及び中学校生徒) 1人 100円

(3) 期間を定めて特別の展示をしたときは、入館料の外、300円以内の特別入館料を徴収することができる。

(入館料等の减免)

第14条 指定管理者は、特別の理由があるときは、入館料等を減額又は免除することができる。

(入館料等の返付)

第15条 既納の入館料等は返付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は

一部を返付することができる。

(個人情報の取扱い等)

第16条 指定管理者又はその管理する資料館の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、その管理する資料館の管理の業務を行うに当たっては、千早赤阪村個人情報保護条例(平成13年千早赤阪村条例第3号)の規定に基づき、村の機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の適正な管理のために村の施策に準じた措置を講ずるとともに、村と締結する協定書を遵守し、当該資料館の管理について知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

2 指定管理者は、その管理する資料館の管理の業務により保有することになった文書の公開について、千早赤阪村情報公開条例(平成13年千早赤阪村条例第2号)の規定に基づき、村の機関が行う行政文書の公開に関する施策に留意しつつ、村の施策に準じた措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第17条 資料館に入館する者は、入館中に故意又は重大な過失により資料館の展示物や設備等を破損し若しくは滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要なる事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に、千早赤阪村立郷土資料館の管理に関する業務を行わせる者を選定した年或は、この条例による改正後の千早赤阪村立郷土資料館設置条例第5条の規定によりなされたものとみなす。